

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p>	<p>（法百十一条第一項第一号の政令で定める事業）</p> <p>第三十一条 法百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 廃油処理事業</li> <li>二 倉庫業その他の保管事業</li> <li>三 貨物利用運送事業</li> <li>四 石油パイプライン事業</li> <li>五 旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業その他の観光事業</li> <li>六 鉄道、軌道及び索道による運送事業</li> <li>七 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造に関する事業</li> <li>八 道路運送事業その他の道路運送に関する事業</li> <li>九 自動車タミナル事業</li> <li>十 自動車の整備事業</li> <li>十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造に関する事業</li> <li>十二 自動車販売事業</li> <li>十三 水上運送事業</li> <li>十四 港湾運送事業</li> <li>十五 造船に関する事業</li> <li>十六 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関するものを除く。）</li> </ol> <p>第三十二条（略）</p> <p>（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p>

(都道府県が処理する事務)

第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項(これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。))において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二(第三項を除く。))並びに第六六条の三に規定する行政庁(管轄都道府県知事を除く。以下同じ。))の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二 (略)

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。))の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの(全国を地区とするものを除く。))に関する厚生労働大臣の権限に属する事務。その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項(これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第一項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。))において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二(第三項を除く。))並びに第六六条の三に規定する行政庁(管轄都道府県知事を除く。以下同じ。))の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二 (略)

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業(本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。))を実施しないものに限る。以下同じ。))、旅行者代理業(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この号において同じ。))、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士、沖縄特別通訳案内士又は福島特別通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。))又は自動車販売事業であるもの(その組合員の資格

(削る)

2 (略)

(権限の委任)

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、

として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第三十一条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業及び自転車販売事業を除く。）を含むもの及びその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業又は自転車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業及び自転車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四

事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が国土交通大臣の所管に属するもの（第三十一条各号に掲げる事業に限る。）であつてその行う事業として定款に定められる事業に同条各号に掲げる事業及び当該事業と密接に関連する事業を含むもの（その地区が都道府県の区域を超えるもの及び前号に定めるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、

第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七條の三、第五項、第五十七條の五、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第九十四条、第九十五条、第九十五条の二第一項及び第二項、第九十五条の三第一項から第四項まで、第九十五条の四第一項から第四項まで、第九十六条第一項から第三項まで、第九十六条の二（第三項を除く。）並びに第九十六条の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第六号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長（削る）

二・三 （略）  
四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを

第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七條の三、第五項、第五十七條の五、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第九十四条、第九十五条、第九十五条の二第一項及び第二項、第九十五条の三第一項から第四項まで、第九十五条の四第一項から第四項まで、第九十六条第一項から第三項まで、第九十六条の二（第三項を除く。）並びに第九十六条の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第七号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限 その主たる事務所所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）  
三・四 （略）  
五 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを並

除く。)に関する国土交通大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長(国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。)

五〇七 (略)

(主務省令)

第三十四条 (略)

びに前条第一項第三号及び第四号に定めるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもの(同項第三号に定めるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長(国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。)

六〇八 (略)

(主務省令)

第三十五条 (略)